

2019年6月11日

在外国民審査訴訟控訴提起のご報告

本年5月28日に東京地裁民事2部で言渡されました在外日本人国民審査権確認等請求事件（平成30年（行ウ）第143号、同（ワ）11936号）判決に対して、本日、東京地方裁判所に控訴状を提出しました。控訴に至った経緯についてお知らせします。

1 原告の訴え

- 第1事件（地位確認等） 原告ら4名は、次回の国民審査で投票をすることができる地位にあることの確認を求める（これが認められない場合には、次回の国民審査で原告ら4名が投票できないことは違法であることの確認を求める）
- 第2事件（国家賠償請求） 原告ら5名が2017年10月の国民審査で投票できなかったことについて各1万円の損害賠償を求める

2 第1審東京地裁判決の概要

- 第1事件 不適法却下
- 第2事件 請求一部認容（憲法違反を認めたものの、損害額は一人5000円とした）

3 控訴に至った経緯

本年6月10日、被告国が第2事件（国家賠償請求）について控訴を提起しました。控訴審において、第1審判決が変更されて第2事件について原告の請求が棄却されるおそれがあります。これに備えて第1事件についても控訴審での審理を続けるため、第1事件について控訴を提起しました。第2事件についても、損害額について引き続き議論をするために控訴を提起しました。

在外日本人国民審査権確認等請求訴訟・弁護団事務局 弁護士 吉田京子
tel:03-5825-6033 yoshida@takanolaw.jp

本訴にかかる費用は、クラウドファンディング（寄付）によって賄われています。

Call4 : <https://www.call4.jp/>

訴訟資料は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

弁護団サイト : <http://www.kempouihan.com/>

Call4サイト : <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000030>

